

○高岡市文化芸能館条例

平成17年11月 1 日

条例第196号

(設置)

第 1 条 市民の生涯学習及び文化芸能活動の場を提供し、もって生涯学習の推進及び文化芸能活動の振興を図るため、高岡市文化芸能館(以下「文化芸能館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文化芸能館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市文化芸能館

位置 高岡市江尻1321番地 1

(事業)

第 3 条 文化芸能館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習及び文化芸能活動のため、施設を提供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 3 条の 2 文化芸能館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条の 3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第 3 条の 4 文化芸能館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 5 文化芸能館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(毎月第 3 日曜日の翌日の月曜日を除く。)及び毎月第 3 日曜日
- (2) 休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)(その日が

前号に掲げる日に当たるときは、その翌日)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第4条 文化芸能館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、文化芸能館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸能館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、文化芸能館の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第5条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(利用料金)

第8条 利用者は、文化芸能館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由により文化芸能館を利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用許可の取消し又は変更を願い出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めたとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市青年の家条例(昭和51年高岡市条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第267号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市青年の家条例第4条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市青年の家条例第4条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第47号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第30号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第22号)

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第27号)

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

名称	位置	面積 (平方メートル)	基本利用料金(円)					
			午前９時 ～正午	正午～午 後５時	午後５時 ～９時	午前９時 ～午後５ 時	正午～午 後９時	午前９時 ～午後９ 時
プレールーム	１階	99.63	1,650	2,640	2,970	4,290	5,610	6,600
会議室	１階	35.42	570	1,000	1,140	1,570	2,140	2,430
第１研修室	２階	99.63	1,650	2,640	2,970	4,290	5,610	6,600
第２研修室	２階	99.63	1,650	2,640	2,970	4,290	5,610	6,600
第３研修室	２階	47.88	820	1,320	1,480	2,140	2,800	3,300
第４研修室	１階	99.63	1,650	2,640	2,970	4,290	5,610	6,600
第５研修室	２階	21.30	280	570	710	850	1,280	1,430
音楽室	２階	40.67	660	1,150	1,320	1,810	2,470	2,800
和室１号	２階	35.42	570	1,000	1,140	1,570	2,140	2,430
和室２号	３階	17.85	240	480	600	720	1,080	1,210
和室３号	３階	48.60	820	1,320	1,480	2,140	2,800	3,300
和室４号	３階	24.30	330	660	820	990	1,480	1,650
ホール	３階	311.73	4,950	8,250	10,720	13,200	18,970	21,450

備考

- １ 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、基本利用料金に３割を乗じて得た額を基本利用料金に加算する。
- ２ 利用者が練習等のため、舞台面のみを利用する場合は、ホール基本利用料金に２割を乗じて得た額を徴収する。
- ３ 利用者が特に許可を受けて利用時間を延長する場合（１時間以内に限る。）は、基本利用料金に２割を乗じて得た額を基本利用料金に加算する。
- ４ 冷暖房利用料金は、基本利用料金（前項の規定による延長時間がある場合には、当該時間について加算した額を含む。）に３割を乗じて得た額を徴収する。
- ５ 利用料金の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。